

○（副本部長（くらし安全防災局長））

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部を開催させていただきます。

まず初めに、本部長である黒岩知事からご挨拶をお願いいたします。

○（本部長（知事））

お疲れ様です。本県は、今週 20 日から特措法に基づくまん延防止等重点措置が適用されておりまして、県民への、生活に必要な場合を除く外出自粛の要請、措置区域内外の飲食店等への時短要請等の措置を行っております。こうした中、都心や関西圏を中心に、感染状況が急激に拡大しており、明日 25 日から東京都に三たびの緊急事態宣言が適用されます。本県に隣接する東京都で、より厳しい社会的要請等が措置されると、間近に迫ったゴールデンウィーク期間に、都心から多くの人出が本県に流れ、感染が急速に拡大するといったことが懸念されます。こうした事態を招かないよう、22 日には近県の埼玉県知事、千葉県知事と対応策を協議したほか、昨日 23 日は、県内全市町村の首長とゴールデンウィークに向けて、どのような方針で県民にメッセージを伝えるべきかを、意見交換したところであります。

本日は、最新の感染状況を確認するとともに、これらの協議結果を踏まえ、ゴールデンウィーク前後の期間中に、県として、具体的にどのような対策を講じるか、議論したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。本日の議題は、まん延防止等重点措置に係るこれまでの取組みと今後の本県の対応です。早速、議事を進めさせていただきます。

まず初めに、最初の資料、感染モニタリング指標と現在の状況についてというホチキスどめの資料に基づきまして、モニタリング状況について 13 ページまでを阿南統括官からご説明いただきたいと存じます。

○（阿南医療危機対策統括官）

モニタリング指標をいつものように説明させていただきます。山を越えてまた再度第四波に突入した。カレンダーの方で見ていただきますと、曜日ごとで数字を上下で見ていただきますと一番最後の週。いずれも前の週よりも多いと、数字が大きいということで、やはり上昇傾向が続いているということがわかります。新規患者の発生も 10 万人あたり 15 を超えています。ステージ 3 のレベルを超えて 16.76 に上がっています。増加率という表現で 100% 超える状態が続いていますので、ずっと増える傾向が継続されているということでもあります。実際に、県内の患者さんの陽性率、これは上がり続けてございまして、一番低かった 3% のところから倍増しまして今 6.18% のところまで増えている。懸念される病床の利用率、徐々に上がってきておりまして病床全体の利用率ということではステージ 3 レベルに到達しているということでもあります。療養者全体も同様でありまして、上がり続けている傾向であります。年代別の傾向としましては、この第四波の初期のところでは若年者の感染比率が高い。こういう傾向が波を予測する因子だというお話をさせていただきましたが、若年者の比率が高い状態は依然続いてございます。感染経路不明率に関しましては、やはり 50% を超えている状態がここのところ継続されています。クラスターに関しましては、第三波の大きな波の後減ってきてまして、まだ低いところがございます。ゼロにはなってございませんが、現在も新規のクラスターの発生は報告され

ています。つまり、足し算引き算、収束した分と新たに発生した分はここが均等の状態、均衡化されている状態ということによろしいかと思えます。ただ、第四波が進めば、当然これは上昇に転ずる可能性はある、懸念材料の一つであります。これは先ほどお話したように、緑の若年者と赤の高齢者、これがワニの口を開いたように開いている。これが、波が来る予兆としての指標になるというお話をしておりますが、これは依然この傾向が続いてございます。

総じて言いますと、赤い文字で3という数字を入れましたが、この場所がステージの指標に引っかかっている部分でありまして、ほとんどの項目ですね、これがステージ3の指標に引っかかっている状態にございます。以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。本県の状況についてご説明をいただきました。資料を飛ばしていただきまして、次の資料、1枚紙の第4回基本的対処方針分科会資料というものがございます。昨日、国の方で政府対策本部が開かれ、基本的対処方針が改定をされましたが、現在この紙は、基本的対処方針の別添資料として同じ内容のものが付いてございます。ここで、まん延防止等重点措置の強化策というのが、非常にわかりやすく取りまとめられておりますので、この資料を私から説明させていただきます。

1 マル目ですが、緊急事態宣言区域、つまり東京都ですが、厳しい措置がとられることを踏まえ、隣接地域への感染の染み出しを防ぐため、下記の取組みを基本的対処方針に明示し、まん延防止等重点措置地域の各県の判断で対策強化を可能とするとされたものであります。

具体的な内容、1番、飲食対策の徹底です。飲食店に対して、酒類及びカラオケ設備提供の終日自粛の要請。告示を見ますと、終日停止という表現が告示上はなされておりますので、停止と呼んでもよろしいかと存じます。これにつきましては、措置区域内であれば、命令や罰則にも結びつく内容ということで告示が改正をされております。2ポツ目、措置区域内のすべての飲食店に対する見回り、働きかけを引き続き実施する。特に宣言区域、東京都からの利用者の流入が懸念される区域について重点的に行うということ。一つ飛ばさせていただきます、路上等における集団での飲酒、いわゆる路上飲み等、感染リスクが高い行動に対して、必要な注意喚起を行うということがございます。2番目、人流の抑制ですが、飲食店等以外の大規模な集客施設。劇場や映画館であったり、デパート等ですが、これにつきましては、夜間の人流抑制に繋がるよう、営業時間短縮の働きかけ。さらには、施設の内外に混雑が生じることがないように、入場整理を徹底、これらについて働きかけを徹底して欲しいと。大きな3番ですが、宣言区域、つまり東京との往来自粛の徹底ということで、緊急事態宣言区域との往来については自粛を徹底。同区域への通勤についても、テレワークの活用、休暇の取得等によりまして、出勤の大幅な減少を目指す。2ポツ目ですが、鉄道事業者に対して上の取組みへの協力として、宣言区域、東京と往来する路線について、週末及び休日における減便を依頼。こういうような表現でまとめておりまして、昨日、3県知事で、国に要請した内容がしっかりと基本的対処方針に明示され、告示も改正されたということをまずはインプットをいただきたいと存じます。

その上で、次のホチキスどめの資料の説明に移らせていただきます。まん延防止等重点措置に係るこれまでの取組みと今後の本県の対応でございます。

まずはこれまでの取組みということで、3ページをお開きください。これまで取組みは大きく三つありますがその一つ目。飲食店等に対して訪問して、感染予防対策を店舗ごとに確認するという内容ですが、すでに補正予算の議決をいただいた後、速やかに委託を行い、県が委託した民間事業者が飲食店を個別訪問しております。その際、各店舗の感染防止対策の取組み状況をチェックシートに基づき確認しておりますが、特に確認する内容は国が言っている四つの基本項目でございます。店舗訪問に当たりましては、委託事業者に対して、県からしっかりと

事前の研修をさせていただき、飲食店訪問が行われている最中でございます。

取組みの2点目でございますが、これは夜間、時短に応じていただいている、いただいているというのを把握する活動でございます。措置区域の中におきましては、20時以降飲食店等の営業を県職員が直接確認しております。時短要請に応じていない店舗に対しては、要請文をすでにお渡しをしております。昨日も知事に現場を確認いただきましたが、20日から昨日までの3日間の実績が右の表でございます。見回り総数2036店。時短に応じていただいておりますが、文書を手渡した事業者が131店ということで、その割合は6%。裏を返しますと表の上にあります通り、時短要請に応じていただいている割合は94%という非常に高い状況でございます。国の指示通り、まずは措置区域である横浜、川崎、相模原、ここを重点的に見回っているところでございます。

5ページへ参りまして、取組みの大きな3点目。マスク飲食等の普及啓発活動です。昨日も知事に現場訪問をしていただきまして、マスク飲食実施店認証制度の協力呼びかけ、さらに中華街にも知事にお出まじいただきました。また、不要不急の外出自粛を呼びかける啓発活動等は、常時県職員が行っているということで、店舗に対する働きかけはしっかり本県として取り組んでいるという状況でございます。

次に、本日の大きな論点の一つでございます、措置区域の拡大についてでございます。7ページをご覧ください。前回本部会議で、左の新規感染者の発生状況の表を見極めた上で、横浜、川崎、相模原が市所管域あるいは県域と比べて多く、10を超えているという新規感染者の状況から、まずは、横浜、川崎、相模原が一つのターゲットになるであろうという論理立てをしたところであります。同じ目線で16日から22日までの1週間を改めて見たものが右側の表になります。横浜、川崎、相模原は感染状況が悪化しているということで、それぞれ数値が上がっておりますが、措置区域に指定した相模原が13.13ポイントに対して、横須賀市所管、藤沢市所管、茅ヶ崎市所管は下回っておりますが、県域全体で見ますと14.63と相模原を上回っている。さらに、県所管域のうちの県の保健所管内をそれぞれ見ていきますと、鎌倉管内、厚木管内が数字としては抜けており、これが平均を押し上げているという状況が見い出されました。そこで、県域の市町村を並べて感染状況がどうなっているかというのを詳しく見たものが下の8ページでございます。平塚保健所から厚木保健所大和センターの扱いまで市町村は並べ、前の週と4月の16日からの週で見ました。色塗りをしておりますのは、右下の凡例にございます通り、市町村別に見たときに、ステージ4を示しているところが紫。ステージ3が赤。ステージ2が黄色ということで、これを地図に落としたものがそのすぐ上の神奈川県地図でございます。この中で、横浜、川崎、相模原はすでに措置区域として県は指定しておりますけれども、その他の市町村についてどうかというのを個別に見て参ります。まずは地図からご覧いただきますと、例えば、県の西部にあります秦野市の左の松田町、あるいは平塚の南の方にあります大磯町が、紫色で非常に高い数字が出ておりますが、ここは町ということで、人口規模の小さいところで、感染者が1人2人増加しますとポンと数字が跳ね上がる。実際に左の表を見ていただいても、それぞれ絶対数はそれほど大きくはないということから、ここを単に紫色だから措置区域にするという判断には至らないだろうということでございます。また、松田町のすぐ下に赤い開成町がございますが、開成町も人口規模から4人で22.0という数字が出ておりますので、ここも絶対数からすると対象にならないのではないかと。そういう目線で調べてみますと、地図と見比べながらご覧いただきたいのですが、大和、綾瀬、海老名、厚木、伊勢原が赤くなっております。このうち伊勢原市につきましては、表の方をご覧くださいますと、先週5人から23人と急を増加をしておりますが、これはクラスターの影響と伺っておりますので、市中へのまん延というよりはクラスターの影響ということでここは除外。ということで、大和、綾瀬、海老名、厚木が残るわけでございます。そうしますと真ん中に、相模原に囲まれた座間が白く残ってしまう。完全にドーナツ状に囲まれるという形になります。座間の数字を左で

覧いただきますと、下から5番目にありますが9.94ということで、必ずしも10万人当たりの新規感染者数は高くございませんが、日常生活圏等、あるいは連たん性等も含めて考える必要がございます。また、横浜の南部に位置している鎌倉保健所管内をご覧ください。左の表をご覧くださいと、鎌倉市は先週29人、今週25人ということで、鎌倉管内三つの市町のうち、相模原の13.13を超えているところが鎌倉市ということです。鎌倉市もステージ2ではありますが、相模原市との比較から検討の余地はあろうかと考えています。これが新規感染者からのアプローチであります。

次に、メルクマールとして、9ページ。感染防止対策取組書の登録店の数、いわゆる飲食店の多さを示したのですが、今回、赤字のところを、後程申し上げる通り新しい区域に追加したいと考えておりますが、鎌倉、大和、厚木、海老名、座間、綾瀬がそれなりに飲食店としては数値を持っているという状況がうかがえるところでもあります。

そして3番目のメルクマールであります、鉄道関係の乗降客数でございますが、前回と同じ表でございます。東海道線では、大船駅。これ鎌倉にも変わってくる部分ですが、10万人近い乗降客がある。それから小田急線では、海老名、本厚木、大和、中央林間。こういったところで高い乗降客数があるということで、県央地域の市町村についても小田急線等を通じて東京と行き交う状況がうかがえるところでもあります。こうした状況を踏まえまして、次の11ページをご覧ください。3政令市を措置区域とした際の考え方、これは省略をさせていただきますが、その下、措置区域の追加についてというカッコ書きのところを確認させていただきたいと存じます。鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、綾瀬市、これはまず新規感染者の絶対数が多いというのが一つ。また、人口10万人当たりの感染者の割合が高く、すでに措置区域に指定されている相模原市を上回っております。これらの市は飲食店の数、駅別の乗車人員から見ても、一定のボリュームがあり、感染拡大の可能性が危惧される場所でもあります。また、これらの条件に合わない座間市につきましても、先ほどの地図をご覧くださいと、周りがすべて措置区域候補に囲まれるということになりますので、周辺の市で感染者が増加していること、また生活圏を考慮する必要があることから、座間市につきましても加えたい。以上、総合的に考えますと、感染症の状況、人流、飲食店の集積、生活圏、すでに措置区域となっている横浜、川崎、相模原との連たん性、これから総合的に判断し、鎌倉、厚木、大和、海老名、座間、綾瀬、これを新たに措置区域とする方向としたいと考えております。これを図にしたものが12ページでございます。連たん性も一定程度確保されるということが、地図をご覧くださいと存じます。

以上が前回3政令市を措置区域に指定したロジックで、最新の状況を踏まえた場合に加えたい、という資料をご説明したところでございます。医療面からもご説明をいただきたいと思いますので、最初のモニタリング資料の15ページ以降につきましても、今のような考え方でいいのかどうか、阿南先生からよろしくお願いたします。

○（阿南医療危機対策統括官）

先ほどからのお話のとおりでありまして、3政令市に関しましては、県のステージ分類に相当する各項目に関しては一度お出しさせていただきましたが、各政令市がどんな状況かということ神奈川県として把握できるデータであります。それぞれの市の発表のデータとは多少異なるところがございますが、神奈川県として把握できるデータで解説する限り、この色ピンク色あるいは赤い色がついておりますように、ステージ3のところ、あるいは川崎に関しては、一部かなりきつい状況が出てきているということがおわかりいただけるだろうと思います。これを地図に落とし込みまして、しかもこれは保健所の所管域ごとにどういう状況かというのを示しています。やはり先ほどお話のとおりで、県央地域は相当に患者発生が多い状態が継続しています。それから、やはり鎌倉所管域も新規患者発生が多い。横浜との隣接、あるいは東京

との隣接のところは影響あるのだらうと思われます。

もう一つ、病床の利用状態ということで言いましても、やはり県央地域は病床の利用状態が高いところになってきておりまして、このところが注目されるエリアであることはほぼ間違いない。先ほどのくらし安全防災局からの説明に合致する内容であらうと考えています

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。以上の議論で、新しく6市を措置区域に加えたいという提案でございます。議論に入る前に先を進めさせていただきたいと存じます。

再びまん延防止等重点措置に係るこれまでの取組みと今後の本県の対応の資料に戻っていただきまして、13ページ、ゴールデンウィークに向けた本県の対応でございます。こちらにつきましては、先ほど述べました国の方のまん延防止等重点区域の強化策、これに対応した形で整理をさせていただきました。

14ページをご覧ください。まず、事業者に対しましての要請でございます。飲食店等へ新たに追加的に要請をしたいと考えています。措置区域の飲食店等に対し、これは後程議論でお認めいただければ、3市プラス6市の9市ということになりますが、営業時間の20時までの時短要請に加えまして、4月28日から、あえて告示の表現に合わせさせていただきましたが、酒類の終日提供の停止を追加で要請したいと考えています。その他区域の飲食店等に対しましては、営業時間の21時までの時短要請に加えまして、4月28日からは酒類の提供本数、いわゆる量でございますとか、提供時間制限、いわゆる入替制であったり時間制限、こういった工夫を要請したいと考えています。これは24条9項に基づく要請でございます。また3ポツ目にあるとおり、飲食店に対し、カラオケ設備提供の終日停止の要請、これにつきましては、措置区域内外を問わずお願いをしたいと考えています。2マル目ですが、飲食店以外の様々な運動施設であったり、劇場等への追加要請でございます。措置区域、それからその他区域のイベント主催者等に対しましては、措置区域であれば20時まで、それ以外であれば21時までというような営業の時短を働きかけていますが、4月28日からは措置区域内では酒類を終日提供しないよう協力を要請したい、法によらない働きかけを行って参りたいと考えております。その他区域におきましても、21時までの時短の協力要請に加えまして、先ほどのような酒類の量、それから時間、こういったものの制限等を要請したいと考えています。また次のマルですが、大規模集客施設への入場制限の協力依頼でございます。報道等によりますと、東京都では1000平米を超えるところにつきまして、生活に必要な部分を除いて休業要請というようなお話がございますが、本県は、まん延防止等重点措置の対象地域でございますので、県内全域の1000平米を超える劇場、映画、デパート等の大規模な集客施設につきましては入場整理の徹底、こういったものを働きかけて参ります。当然、今までも飲食店と同様の営業の時短の働きかけを行って参りました。4マル目でございますけれども、鉄道事業者に対して、宣言地域との往來の路線の週末休日の減便等、これを要請していきたくて考えております。

最後15ページをご覧ください。県民の皆様への要請でございます。基本的な感染防止対策や外出自粛等の要請、これは引き続きということで、特に、前回の本部会議でも知事からメッセージをいただきましたが、路上飲み、さらにはホームパーティー、これは家族でのホームパーティーを除いてという意味であります。自粛の呼びかけを強化していきたくて。また、遊びを目的とする県外の移動の自粛。また県外の方への遊びを目的とする来県の自粛をお願いしたいと存じます。あえて遊びという表現を使わせていただいたのは、生活に必要な、例えばゴールデンウィーク中であっても通勤通学というようなことも考えられますので、そこまでは求めませんが、いわゆるレジャーであるとかそういった目的については、県外から神奈川県へ来る、あるいは県民の皆さんが神奈川県外へ出るということについては自粛をお願いしたいと考えております。それから従来もお願いして参りました基本的な感染防止対策の徹底、マスク飲食の

実践。さらには、時短要請の対象時間以降飲食店に行かないこと。また、感染対策がとられていない店に行かないこと。こういったことも要請して参りたいと考えています。また県機関の取組みでございますが、県民利用施設については、県の基本方針の中で原則休館をする、あるいは予約制を採用するなど、一定の利用制限をすでに行っております。さらに、ゴールデンウィークということもございますので、観光地等への感染防止対策を呼びかける看板の設置、道路表示板等での啓発、こういったことも考えて参りたいと思います。また、市町村の意向というのが前提になりますが、例えば海沿いの駐車場であったり、バーベキューなどに対応するために河川敷、こういったものの閉鎖についても検討していきたいと考えております。また、先ほど申し上げました道路情報板による外出自粛の呼びかけなども行っていくということでございます。

以上、ここまでどちらかという社会的要請編のご説明をさせていただきました。ここでご議論いただきたいのは、措置区域の対象区域を拡げること、それから、ゴールデンウィークに向けてこのような対応を行うことについてここで意見交換をさせていただきたいと存じます。

○（本部長（知事））

ここに追加で加える市の市長からのニュアンスはとってありますか。

○（副本部長（小板橋副知事））

昨日、今回の6市に対しては、市長あるいは副市長にお話をさせていただいて、県として、このような考え方を持っていますという、お話をさせていただいた上で、内部で、本部会議を急遽開いたところもあるようでございますが、検討の上で了承、了解という回答をいただいております。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ほかいかがでしょうか。

○（本部長（知事））

大規模イベントについて、東京都は無観客ですよ。神奈川県は入場整理、入場制限ですよ。そうすると、例えば野球とかどうなのですか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

今の本部長のご質問にお答えさせていただきます。まずは緊急事態宣言が発出され、緊急事態措置を行う東京都にあつては、国の方の考え方として無観客という方向性が示されておりますので、都としてそれで対応するという考え方です。本県はまん延防止等重点措置が全県に適用されているということで、国の考え方は5000人、前回でもご了解いただいた5000人を上限としてイベントを行うという形になります。ただし、この間、すでに前から野球の試合もチケットを売っている、そういったことについて国の事務連絡の中では、すでに発売されている分についてキャンセルが出るような場合はそこまで求めないということもございますので、東京都においてもまん延防止等重点措置が一時期適用されている間に、巨人戦等は5000人を超えて野球をやっていたと思います。そのような状況は本県でも一部起きるかと思いますが、もうすでにまん延防止等重点措置が適用されてから5日間経ちますので、今後のイベントについては5000人ということで改めて関係団体には徹底していきたいと考えています。

○（副本部長（小板橋副知事））

別件ですが、確認よろしいでしょうか。先ほど分科会資料の1枚紙のもので、酒類及びカラ

オケ設備提供の終日自粛の要請、その時に、この自粛という言葉が告示では停止という言葉で書いてあるので、そういう言葉に読み替えても良いという説明がございましたけども、せんだって、3県の知事が集まって、国に対して、まん延防止等重点措置エリアにおいても、こういうことができるようにという要請をした結果として、国にお答えをさせていただいて、告示まで、すでに変更が行われたという理解でよろしいでしょうか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

まさにそのとおりでございまして、前回3県知事の問題意識として、今東京では飲食店に対して終日酒類の提供禁止という検討が今、国と調整を進められるようだ。仮にそれが実現をすれば、本県に、夜、人が流れてくると。そういう危機感の中で、3県の知事が国に対してまん延防止重点措置の強化ということでそういったことにも対応できるように、しっかりと基本的対処方針に位置付けていただきたい、こういう要請を出していただいた結果として、昨日、基本的対処方針が改定されて、緊急事態措置が行われる東京都と近いような形で強化策が取れるようになったということで、これは要請の成果と受けとめています。告示もなされています。

○（副本部長（小板橋副知事））

もう1点確認させてください。先ほどスポーツ施設の話で、それ以外のデパートとかです。そういったお話も東京都の方は、先ほどの説明の営業自粛というようなことがあるわけですが、宣言のところについては、そうした強い措置が行われる一方で、宣言ではないところのまん延防止等重点措置エリアにおいては、ここに書いてありましたけれども、いろんな行動をとってもら。別の行動をとってもらというような話になる。これは国の方の基本的対処方針の中に、明確にそのように位置付けられているという理解でよろしいですか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

基本的にはそのとおりでございます。

まず、緊急事態宣言が出された緊急事態措置とまん延防止等重点措置の決定的な違いは、緊急事態宣言の地域においては休業要請ができる。まん延防止の方は休業要請まではできない、時短までということであります。この原則は崩しておりませんので、今現在本県が特定の業種に対して休業しろということとはできない環境にあります。そうした中で、東京都は緊急事態宣言のもとで飲食店等に対しては休業要請をかける、大型のデパート施設についても生活に必要な部分を除いては休業要請をかけるというような動きがあります。そこまではできません。ただし、本県としてできる対応としては、今まで行ってもきましたが、大規模なデパート等の集客施設についても、飲食店が20時、あるいはその他地域では21時までで閉まるのであれば、そこへ流れる人を食い止めるために、できれば20時あるいは21時に合わせていただきたい。これは法によらない働きかけという形で行ってきました。これに加えて、今回入場整理の徹底というのがあります。これは、ゴールデンウィークを想定した時に、おそらく東京の中でデパート等が閉まっていることによって、本県の中にあるデパートに人が押し寄せてくる。そうしたときに、その施設内で感染が起きないように、あるいは施設の外で人が待って、密集することによって感染が起きないようにということで、施設内外の混雑を生じることがないように、入場整理の徹底。これは従前も書いてあったのですが、特にゴールデンウィーク期間ということ意識して、あえて②として出してきたものかと思しますので、本県としても、ここで改めて施設の中だけではなく、その施設の外で待っている人並んでいる人、そういったところの整理をしっかりやってくださいという働きかけを行いたいという考えでございます。

○（本部長（知事））

ゴールデンウィークに向けた本県の対応について、去年は、今は神奈川に来ないでくださいとか、それから、海岸には立ち入らないでくださいという看板を作ったりとか。駐車場、河川敷は閉鎖と書いてありますが、海岸はどうですか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

私の方からお答えさせていただきます。去年の経過ですと、ゴールデンウィーク期間中に大変湘南海岸に人が繰り出してですね、地元の市町の長が知事のところを訪れて、ぜひ取組みを強化いただきたいという中で、海岸については、海になるべく立ち入らないでくださいというような看板をば一っと立てたり、あるいは知事が神奈川の海には来ないでくださいという強烈なメッセージを発した。この根拠としては、地元市町の要請があつてということでございます。今年も地元の市町が、今、去年の経験も踏まえて、あるいは去年は緊急事態宣言下のゴールデンウィーク、今年はまん延防止のゴールデンウィークということで、その辺の市町村長の意見を伺った上で、市町から要望があれば、そういう対応も検討していくということで、現在県土整備局、環境農政局等が市町村と調整をしているところです。まだ市町村でも検討中のところもございますので、そうした意味で、市町村の意向を踏まえた駐車場、河川敷等の閉鎖ということで市町村の意向を大事にして、また知事に、様々ご判断いただくような場面があるかと思えます。

○（副本部長（武井副知事））

よろしいでしょうか。

資料の15ページの、ゴールデンウィークに向けた本県の対応の中の、県機関の取組で、今、知事からお話が出ましたけれども、駐車場の扱いについては、花田局長が言ったように市町村の意向を踏まえたということが前提になってまいりますので、県内にある県営駐車場の中でも、開く駐車場、閉まる駐車場がバラバラになってくる可能性があります。したがって、利用者にとってみると、開いていると思って来たのだけれども、閉まっていたということがあつて、結果的に路上駐車になってしまう可能性もありますので、市町村の意向をしっかりと把握した上で、閉める駐車場については、少なくとも県のホームページ等でしっかり発信をして、事故・混乱がないような形にすべきかなど。河川敷等についても同様でございますけれども、そういう形をお願いしたいということが1点です。同時に路上駐車については、昨年も県警察において、しっかりと対応していただいた経緯がございますけれども、これにつきましては、週明けに、県警総務部長の方に改めて要請をしたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。後段の方、よろしく申し上げます。それから前段のホームページにつきましては、昨年もゴールデンウィーク期間中に各施設がどういう対応をするのか、まとめるところがございます。すでに現在も、各施設が今どういう対応かというのをまとめておりますので、改めてゴールデンウィークというのを意識して、しっかりとまとめたいと考えております。関係局にあたりましてはよろしくお願ひいたします。

ほかいかがでしょうか。

○（副本部長（小板橋副知事））

重点措置の範囲を拡大することに関しての部分でございます。先ほど阿南統括官からお話ありました15ページのところで、保健所所管区域別で見ると、綺麗に今回、大和センターの部分と厚木保健福祉事務所のエリアということになっていて、それ以外に鎌倉がありますけれど

も、保健所エリア単位になっておりますので、保健所の声として、このエリアでは、非常に感染状況など、いろんなことが厳しい状況になっているというような、そのような声はあるのでしょうか。

○（医療危機対策本部室長）

本部室長からです。厚木保健所本所、それから大和センター、非常に業務が逼迫してきています。もちろん第三波の時ほどではないのですが、もう今の状況でこのまま増え続けると、また第三波と同様の相当逼迫した状況になりかねないという懸念の声を聞いております。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

一定のご意見いただいたと思われませんが、よろしければここで本部長にお伺いしたいと存じます。

まず社会的要請の中で、今回、まん延防止等重点措置区域につきまして、従来の政令3市に加えて記載の6市を追加すること、さらには、ゴールデンウィークの対応について国の強化策等も踏まえながら、記載のような対応をすること、この方向性でよろしいでしょうか。

○（本部長（知事））

了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございました。

ここで、1枚資料で協力金の関係がございます。当然、事業者に対して、適用区域が追加になったり、あるいはお酒の提供停止というような措置もありますので、協力金の対応について横長のA4の1枚紙がございますので、これについて、産業労働局長から簡単にご説明いただきたいと存じます。

○（産業労働局長）

産業労働局でございます。横長の資料、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第9弾追加分」についてご説明いたします。

今回、まん延防止等重点措置の適用区域の追加がございました6市でございます。これに伴います、協力金の取扱いについてでございます。表をご説明いたします。適用区域ですが、左側の当初は横浜市川崎市相模原市の3政令市。また右側追加後でございますが、鎌倉市以下6市が追加となっております。要請対象施設につきましては、従来と変更ございません。飲食店営業、喫茶店営業の許可を受けた飲食店等でございます。要請内容でございます。これは協力金の支給要件でもあります。当初の方をご覧いただきたいのですが、4月20日から5月11日の22日間を予定しておりました。営業時間は、5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時まで。また、感染防止対策取組書の掲示、マスク飲食の推奨、これを要件としておりました。これに対しまして、右側追加後でございます。まず期間は4月28日から5月11日までの14日間。営業時間は、5時から20時までで同様でございます。酒類の提供を終日停止していただく、この要件が変更になっております。また、感染防止対策取組書の掲示、マスク飲食の推奨、これを引き続き要件として参ります。

その下の想定対象店舗数でございます。当初は、3政令市分といたしまして、約2万4000店舗を見込んでおりました。右側追加後でございますが、6市に関わる4700店舗が追加になっておまして、合計で2万8700店舗を協力金の交付対象として見込んでおります。所要額でございます。当初はこのまん延防止のエリアについて317億円程度見込んでおりました。新たにこ

の6市の分を12億円追加いたしましたして、まん延防止のエリアにおいての協力金は約329億を所要額として見込んでおります。

協力金の算定方法でございます。ここは変更ございません。中小企業は、売上高方式でございます。前年度または前々年度の売上高の40%、日額4万円から10万円までの間でございます。また大企業は、売上高減少額方式、こちらは中小企業も選択可でございます。こちらの方式は、前年度、前々年度の売上と、今回要請を行う月の売上高を比較しまして、売上高の減少額に対して40%、これが協力金の日額になります。下限はなく、日額上限20万円が上限でございます。下に注意書きを記載しております。今回追加する6市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市に所在する飲食店等については、4月20日から4月27日までの間はまん延防止のエリアではございませんでしたので、その他エリアということで、5時から21時までの時短、酒類の提供は11時から20時まで、これを行っていただく必要がございます。

また、4月28日から5月11日までの間は新たにまん延防止の措置区域になりますので、5時から20時までの時短及び酒類の提供を終日停止、これを行っていただく必要がございます。協力金の説明については以上でございます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。措置区域の追加に伴って事業者の要請が途中で変更になるということで、協力金に対するの対応についてご説明いただきましたが、これについて何か意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

○（副本部長（小板橋副知事））

それでは、何点か確認させてください。まず1点目ですが、当初と追加後ということで、分けてご説明があったわけですが、一番下の段に来ると、協力金の算定方法の欄では、真ん中に線はございませんので、分かれていない。ですから、当初であっても、追加後の措置であっても、協力金の算定方法は同じというふうになっているわけです。ただ、上の方を見ると、今回、追加後は終日停止ということで、非常に厳しい対応をお願いする形になっているわけですが、そうした中であっても、協力金の算定方法は同じということには、一定の理由があるのだと思いますので、その辺を説明いただけますでしょうか

○（産業労働局長）

はい、お答えいたします。おっしゃるとおり、今回、まん延防止等重点措置区域のエリアの飲食店の皆様には、従来の時短要請に加えまして、新たに酒類の提供を停止するという、要請が加わっておりまして、事業者の皆様にとっては負担が増加するというふうに考えてございます。そこで、本県といたしましても、近隣の千葉、埼玉と協力金の増額について検討いたしまして、4月22日にその財源措置について3県の知事共同で国に要望をいたしました。4月23日に国から確認をいたしましたところ、新たな協力金の制度は、営業時間の短縮だけではなくて、休業要請も想定した仕組みなのだというので、今回新たに酒類の提供停止、これを追加で要請した場合でも、国の方としては交付金の上乗せを行わないというような回答がございました。国の方の趣旨でございますが、新たなこの規模別の協力金制度では、売上高方式と売上高減少方式、これで計算することになっております。まず売上高減少方式についてですが、これは中小企業・大企業とも選択可能でございます。そして、計算式でございますが、前年または前々年の売上額と、時短等の要請があった月の売上額を比べまして、その減少額の4割相当額を協力金とするというものでございまして、20万円が上限でございます。このためこの売上高減少方式は、時短だけではなくて、酒類の提供停止による減収ですとか、または休業による減収、こういう減収があった際に、その減収額に応じて協

力金の額が大きくなるという仕組みなのだとということでございました。一方、中小企業だけが選択できます、売上高方式についてでございます。こちらは、中小企業の事務負担に配慮したものだということでございまして、まん延防止の措置区域の中では、前年または前々年の売上高の4割相当を協力金額にするというものでございます。具体的な金額は4万円から10万円までの間でございます。この売上高方式で、売上高の4割を協力金額としている理由についてですが、国は、売上金額に占める平均的な固定費割合、これが約3割なのだと。この固定費の割合である3割をカバーできる水準として、売上高の4割を支払っているのだということでございました。従いまして、この売上高方式というものは、時短ですとか休業によって減収になる場合でも、事業者が事業所を運営していくための、その固定費部分については、支援できているのだと、そういうような国の考えが改めて示されました。これを受けまして、1都3県、東京、千葉、埼玉、神奈川、それぞれで状況を確認し合いながら、やってきたわけでございます。その中で東京、千葉、埼玉は、この協力金の上乗せも行わないという判断がなされました。私どもも、この協力金制度、1都3県で協調して運用していく必要があるというふうに考えておりますので、こういう国の考え方もある中で、他県と歩調を合わせるという意味で、協力金の上乗せを行わないという方向にしたいと考えております。事業者の皆様には、ご理解を頂戴できるように、丁寧にご説明して参りたいというふうに考えてございます。以上です。

○（副本部長（小板橋副知事））

ありがとうございました。一言で言うと、元々、制度設計が営業自粛に対応できるような仕組みで、国が設計したっていう理解をさせていただきたいと思います。その上で、もう1点確認なのですが、そうは言いつつ、4月27日までは当初の案で、19時までお酒を出せるということになっていたわけで、それが28日以降は、一切停止になるということになります。そうすると、受ける側の事業者さんから見ると、大幅に制度設計が変更されたと感じると思うのです。ですから、一つの制度でありながら、その期間の間に制度が切り替わるということなので、切り替わる前の制度をきちっとやっていた方に対しては、それなりの評価をしてあげないといけないのかなと。27日まできちっとやってきた方に関しては、そこはそこで評価をした上で、19時までをちゃんと守っていただいた場合には、協力金を払うということも必要かなと思うのです。ですから、トータルで、5月11日まで考えるのではなくて、運用上は、切り取って考えるということが必要かと思います。その辺はどのように運用しようと考えていますでしょうか。

○（産業労働局長）

はい。お答えいたします。おっしゃる通りですね、まん延防止の重点措置の措置区域については、4月28日から私どもの要請の内容が強まるということでございます。従来協力金については、要請の期間の間の、始めるのはいつでもいいのですが、始めた場合は、要請期間の最後まで、今回で言いますと5月11日まで続けてくれた場合に、協力金を支払いしますよというような取扱いをしておりました。しかしながら、今回は、4月27日までと4月28日からが制度的に大きく変わって参りますので、4月27日までまん延防止の適用エリアの中で要請内容に応じてご協力いただいた方には、27日までの分として協力金をお支払いしていくというような形で、二段階で考えていきたいというふうに考えてございます。

○（副本部長（小板橋副知事））

わかりました。ありがとうございました。

○（副本部長（武井副知事））

よろしいですか、武井です。今の話なのですが、産業労働局長から協力金の上乗せは行わないと発言があったのですが、これは実は非常に誤解を招く表現だと思っております。大企業は元よりでありますけれども、中小企業も今回の新たな要請に伴って、売上高が減れば、減った分に見合う協力金の積み増しが今のスキームの中で可能なわけです。ですから、正確に言えば、協力金の上乗せはしないということではなくて、今の協力金のスキームの中で、売上高の減少が生じたならば、その減少に見合う協力金の増額は、あり得るという話でありますので、おそらくそれが正確な表現ではないのかなと考えております。これが1点であります。それと2点目は、今の小板橋副知事の話にも関連いたしますけれども、この中小企業の場合には、売上高方式、つまり、前年あるいはその前々年の売上高の0.4掛けを使う方式と、売上高減少方式の両方ともが可能なわけでありまして、仮に、これまで、その措置区域外で、21時までの時短要請をかけていた飲食店の事業者は、4月28日以降、20時までの時短要請で、なおかつ酒類の提供の自粛を求められたといった場合に、28日の前と後を境にして、売上高方式を使う場合と、減少額方式を使う場合で、協力金に差が出る場合があります。例えば、その4月20日から27日までは、売上高方式を使って、28日以降は減少額方式を使うということも可能なかどうか、その点教えてもらえますか。

○（産業労働局長）

はい。お答えいたします。事実上ですね、まん延防止等重点措置の要請内容が27日と28日の間で変わって参りますので、どちらの方式も選択できるようにしておかないと、中小企業の場合は、有利な方を選択するということができるものですから、28日以降は売上高減少方式を使うとか、そういうような柔軟な対応をしていきたいというふうに思っております。

○（副本部長（武井副知事））

はい、わかりました。いずれにしても、28日を境に制度も大きく変わりますので、事業者に対する周知については、徹底をお願いいたします。

○（副本部長（首藤副知事））

1点だけ。固定費の中に含まれているもの、特に給与が含まれているかどうか、教えてください。

○（産業労働局長）

はい。固定費は、例えば家賃ですとか、光熱費ですとか、あと人件費で、この人件費は、常時雇用する方、いわゆる正社員の人件費。そういうものは、固定費の中に含まれているというふうに考えております。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。様々、ご意見いただきましたので、確かに事業者にとって、区域も変わるし、提供の仕方も変わるということで、それぞれ大きな変更がありますので、そこはぜひご配慮いただきたいと思います。ここまでで、社会的要請に関わる部分は、一旦終了させていただきまして、次に来るべき感染急増に備えてですね、医療面でもしっかりと対応していく必要があるということを中心に、改めて最初の資料の途中からになります。様々環境変化もあったようでございますので、19ページ、20ページからご説明を改めて阿南先生の方からお願いいたします。

○ (阿南医療危機対策統括官)

はい。じゃあ、スライドを出せるのであれば出してください。ステージ判断のための指標という題目にさせていただきました。現在、神奈川県でモニタリング指標という言い方をしていますが、1から7がございます。そのうち1から6の項目というのはもう昨年、国の方から示されました、ステージ3、ステージ4の時にどういう数量であればそれに相当するのかということを示すための、ステージを判断するための指標、それが1から6でございます。それを本県の場合、そのモニタリングする上での指標ということで、使えるであろうということで1から6を採用し、さらに、モニタリングすべき内容として7のクラスターという重要だということで、これを加えた7つの項目で見て参ったわけでありまして。ご存知のように先日、国の方からですね、新たなステージ判断のための指標ということでここにお示した項目が出て参りました。その中で、②、③、ここの療養者の数それからPCRの陽性率、ここに関しましては、数値の変更が行われました。それからもう一つ、1番の項目の中で入院率という新しい項目が加えられたということ、逆に増加率という項目が落とされたということがございます。これを踏まえまして、我々の神奈川県における指標、この考え方を改めて整理をし、どういう指標にしていくのか、ここの中で少し提案させていただきたいと思いますが、モニタリング指標に関しましては様々なものがございます。本日は出してございませんが、実際我々が見ているものの中で変異株がどうだとかですね、ここの中で出てきていない内容、様々なモニタリングの指標というのは実際存在します。その時々によって必要なもの、必要でないもの、重要なもの、重要でないもの、様々なものがございますので、それを一律にずっと全部を見ているということはあまり適切ではないだろうと。国の方から示されましたように、やはりこのステージの判断に必要な指標というのが社会的にも注目度が高い、そういうようなことでございますし、実際ここ数ヶ月間、昨年から数ヶ月間見ても、ステージ判断の内容として使われている傾向がございます。これを踏まえまして、本県の指標、これを明確に、このステージを判断するために必要な指標というふうに、目的を設定し直したいというふうに考えてございます。そういった中で、四つのことを挙げさせていただきました。一つは入院率ということが国の指標の中で組み込まれましたが、これは本県としましても知事の方から様々な意見を従前から述べさせていただいておりますように、神奈川県特有のこととしまして、入院に関してスコアを使いまして、そのスコア5点以上の方を入院するということをしています。そういう観点からしますと、国から示された入院率というものの考え方、あるいは数値設定ということはこの病床逼迫状態を図るということに関して、必ずしも本県の場合は合致しないということでございますので、これは本県の項目として採用しないということが適切じゃないかと考えます。2つ目、療養者数それからPCR陽性率に関しましては、国からの数値変更、これに関しては一定の合理性があるということで出されているわけでありまして、そのまま採用することが妥当であろうと。3番目、増加率ということに関しまして削除されましたが、これは我々もずっと経験してきたように、そのステージが例えば4の状態でありながらも、たまたまその増加率が上を向いている時、下を向いている時で変動するというところで、週ごとにですね、この増加率が入ったり入らなかったり、こういうような変動が起きますので、やはりこのステージ判断には合致しないということで除外することが妥当だというふうに考えてございます。4番目、神奈川県独自のこの項目であるクラスター発生状況。これは先ほどお話したように、モニタリングの指標としては重要だというふうに考えていますので、それは今後も見えていくわけでありまして、これはもう以前から出ているようにステージの判断の指標にはならない、つまり、いくつ以上であれば悪くていくつ以下がいいのだと、こういう線引きができないわけでありまして、そういう意味で、このステージ判断の指標という観点からすると除外することが適切ではないかというふうに考えてございます。これらを踏まえまして、本県でのこのステージ

判断のための指標、この1から5の項目、数値も国の方から示されたものをそのまま合わせて適用させていただきます。これが今後のステージ3、4の指標ということで入れていくということがよろしいのではないかとということで、我々健康医療局の方ではこのような考え方を示させていただきたいというふうに思います。

続きまして、病床確保フェーズに関してでございます。先ほどからお話がありますようにやはり患者の数が増えてきている。こういう中で、前回の本会議におきましてフェーズは据え置きをさせていただきましたが、まず、この先ということを見据えて再度検討してございます。大阪と東京都の新規患者発生の状況ということグラフで示させていただきます。左が大阪ですけども、第三波と第四波の比較です。第三波の時の患者の発生のスピード具合、それから第四波の患者の発生スピード具合、これを比較してみますと意外とほぼ同じでございます。何が違うかということ大阪のグラフにありますように、第三波は山をピークアウトしたわけですけども第四波では止まらずに上がり続けたということが特性であります。一方、東京都におきましても今増えてございますが、第三波の時の上がり方と同様の上がり方をしている。神奈川県におきましてもこの比較をしますと、第三波の時と同じような上がり方でございます。このことを踏まえましてこの先の測定の非常に難しい様々な要素があつて変更をされてしまうのですが、仮定としまして、第三波と同じように上がっているということそのままで延長する形で、先の予測ということを考えてみたいと考えてございます。第三波のその数値の上昇ということがこの点線で示されてございます。第三波のものがそのまま適合をされた場合にはこの点線のような上がり方ではありますが、実線は第四波の実数が今日の日付までは入ってございます。そこから先というのは、この第三波の増加率が非常に高い状態、第三波の時のデータで非常に高い増加率だったものを、適合させていただいて、これが継続した場合にどうであろうかということでもあります。そうしますと、第三波の時に最大の新規患者発生数995ということがございましたので、そこに到達するのは、5月13日、ここが非常にこの第三波の上昇カーブのきついのを適合するとそこに至ってしまうというペースになります。一方、我々病床の確保という観点では、入院患者の数ということでこの将来予測を同様にしてみました。やはり、この第三波をベースにしますと、点線でお示しさせていただいたものが、第三波の時の上昇率を今の数に適合させる形で、線を引きますとこのような山になります。ご存知のように、赤い三角形で印をつけましたけども、現在の日付で言いますと、これぐらいのところで実は緊急事態宣言が発令されてございます。緊急事態宣言が発令されて間もなくピークアウトしたということがございますが、これと同様にピークアウトを必ずしもしなかったと仮定して、第三波のこの入院の上昇率が続いた場合に、本県としまして確保してあるフェーズ4、赤色の部分であります。最大1790これの85%の病床1513、そこに至ってしまう線を仮想で作ります。ここから逆算をして右から左に見ていきますが、3週間でフェーズ上げをするという約束事にしていますので、1513からの3週手前、さらにこのフェーズ3からフェーズ2、この3週間をさかのぼって線を左の方にずらしていきますと、526というところに到達する。ここの時点では少なくとも現在フェーズ2でありませんが、フェーズ3に上げておかないとこの勢いで増えていった場合に間に合わなくなるということになります。ご存知のように、もう4月20日の時点で重点措置が発令されていますので、この山がピークアウトすることを期待したいわけではありますが、実際にピークアウトしない場合にはこのような線をたどる可能性が出てくる。ここを踏まえまして、この後、526に到達する、日付ですがまさに下のカレンダーを見ていただきますとゴールデンウィークの真っ最中ということになります。フェーズ上げをゴールデンウィークの真っ最中に発令することは、病院への伝達等も非常に不都合な部分がございますので、これを踏まえまして、現時点をもちまして、前もってフェーズ上げをする、フェーズ2からフェーズ3に上げるということを決定させていただけるとありがたい。そういうことで、今日お諮りしたいと

いうふうに考えてございます。以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。意見交換に入る前に、一つすでに記者発表資料しましたがゴールデンウィークの医療機関提供体制の確保についてという資料があります。これについても併せて説明をお願いします。

○（副本部長（健康医療局長））

はい、健康医療局です。すでに発表させていただいております、ゴールデンウィークの医療提供体制の確保についてというA4の紙をご覧くださいと思います。このサブタイトルにございますように、目的は、ゴールデンウィークに発熱患者の診療や新型コロナウイルス感染者の入院受入れ等の医療提供体制を確保するためということでございます。措置の概要としては、リード文の2行目中程から書いてございます通り、連休の後半、休みが続きます5月3日月曜日から5月5日水曜日の期間に医療提供体制等を確保していただいた、下に記載の（1）から（4）記載の期間、医療機関・薬局を対象に協力金を支給するというものがございます。簡単ですが、以上です。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。要点をまとめさせていただきますと、今までモニタリング指標としていたものをステージ判断の指標として、国が提示したものを参考にしながら、本県として改めて変更していきたいというお話と、それから、今ここでフェーズを2から3へ上げるということについてのご判断でございます。これに関しまして、何か意見等がありましたらよろしくお願いたします。

○（副本部長（首藤副知事））

まず、入院率について、確認をさせてもらいたいのですが、国の表21ページの注1の下の方に、新規陽性者が、発生届が届けられた翌日までに、療養場所の種別が決定され、かつ、入院が必要な者が同日までに入院している場合には入院率を適用しない、と記載があります。つまりは、入院すべき人がちゃんと入院できている場合は、入院率じゃなくて良いということで、つまり神奈川モデルで、入退院の基準を決めて、今、入院できている人がちゃんと入院できているから、神奈川県は、国の方針では、今はこれを適用されないということになっています。ただ一方で入院すべき人が入院できなくなったら、国では、この入院率が自動的にになってしまう可能性があるのですけれども、それでも、神奈川県では入退院基準をちゃんと決めているので、本来、その捕捉すべきは、入院すべきなのに入院できない人が、何人いるのか、あるいは何%いるのかということが、医療のひっ迫時に重要な話になるということで、要するにひっ迫したり、入院すべき人が、入院できなくなっても、厚労省の基準ではなく、神奈川県は入院すべきだけれども、入院できない人の方にフォーカスを当てて、やっていくという方向性で良いかどうかということと、もしそれで良いのであれば、おそらく、そのひっ迫した際に、入院すべきだけれども、入院できない人の率、あるいは、数みないなものは、この入院率とは別に、神奈川独自にやはり公表していく、可視化していかないといけないというふうに考えるのですが、そのあたりについての見解をお願いします。

○（阿南医療危機対策統括官）

はい。おっしゃられるように、この資料、国としては神奈川県以外の47都道府県の比較ということがございますので、先ほどの注意書きをベースにして、それを採用するということ

でよろしいかと思っています。ただ神奈川県の中での評価としましては、この数値の考え方からすると、入院率が高ければ高いほどいいという評価になりますので、これは理念上合わないという部分がどうしても出て参ります。そういった観点で、これを指標に入れてしまうとミスリードになるということで今回は抜くべきだろうと考えています。おっしゃるように、代わりに入院できる方ができないということに関してはということですが、これは第三波の時でもお示しさせていただいたように、入院待機者の数ということは表示させていただいています。それが発生した時点でそれを示すことによって、それを目安にする、さらには、オープンにするということで見えていくということでは十分ではないかというふうに考えてございます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、はい、どうぞ。

○（副本部長（首藤副知事））

変異株の関係で、大阪とか東京の数字を出していただきましたけれども、第3波の時の上がり具合と、今の上がり具合は、基本的には角度はそんなに変わっていないけれども、ピークがおそらく異なるだろうという理解なのですけれども、そうすると、要するに、感染力の高い株が変わった場合、本当は短い期間で伸びていくとなると、当初予定されていた3週間のフェーズ移行期の期間を、3週間で本当にいけるのかということが、懸念されると思うのですが、今の大阪とか東京の例を見ていると、変異株の感染力が高いと言われていても、ある程度、その3週間で間に合うという見込みで、良いという理解でよろしいでしょうか。

○（阿南医療危機対策統括官）

はい、先ほど示したシミュレーションがそれに相当するというふうに考えてございますが、一つ前の議論と被る部分がございますが、入院の適応の患者さんが、本県は違うわけがありますので、大阪東京と同じ入院者数、あるいは入院適応者じゃないのでこの角度が同じで比較できないわけですね。そうしますと神奈川県独自の角度で物を考えるしかないということで、第三波を参考にさせていただいてしかも第三波の一番きつところということを指標に推計を出させていただいています。その上で、3週間という最も厳しいものを示しましたが実はこのさらに厳しいストーリーはあり得るわけでありまして、それはフェーズ3に上げた後3週間を待たずにしてステージ4へのステージ上げ、これは前回の神奈川県認定医療機関連絡会議の中で承認を得ております。つまり、我々モニタリングをしていく、この数値の変化を常に見ていくということが重要でありまして、この角度がかなり厳しいと想定したよりも厳しいというふうになれば、その時点で3週間を待たずにフェーズ4へ上げる、そうすることで対応するということが、可能ではないかというふうに判断したわけでありまして。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

よろしいでしょうか。それでは本部長に確認させていただきたいと存じます。これまで本県が採用してきたモニタリング指標を改めてステージ判断のための指標として、23ページの通りとすること、それと、本県の病床確保フェーズについて、ゴールデンウィーク前の今の段階で、フェーズ2からフェーズ3へ上げるというこの2点について、よろしいでしょうか。

○（本部長（知事））

はい、了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。それでは、このような対応をとっていただいて、医療提供体制としても本県ゴールデンウィークを見据えてしっかりと対応していくということで、よろしく願いいたします。議事については、大きくは以上でございます。そこで、ただいま整理されました内容に基づきまして、本県で継続的に作成しております、様々な方針について、一部修正をお諮りしたいと思います。まず初めに、まん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針であります。1ページをご覧くださいますと、4月28日から措置区域として6つの市を追加すること、それから、2ページ、3ページ以降につきましては、4月28日からお酒については終日停止をするということ、その他区域につきましては、量の制限だとか時間の制限だとか、実情に応じた対応をいただくこと、それから2ページの中段になりますが、飲食を主として生業としている店舗に対するカラオケ設備の提供の終日停止。この同内容を24条9項でその他区域にも求めていくこと等々でございます。3ページはお酒の関係の表現が上の箱にございまして、3ページの下の方に※1ということで、大規模な集客施設に対し、施設内外に混雑が生じることのないよう、入場整理の徹底を働きかけというのを枠外に書かせていただきました。もちろん、すでに枠内をご覧くださいますと、時短営業を飲食店と同様にさせていただくという働きかけ、これは従前から行ってきたところでございます。それから4ページ5ページへ行かせていただきまして、イベントにつきましては上限人数変わらずということですが、イベントに伴って、お酒を出すということにつきましては、措置区域内では終日停止の協力要請、措置区域外では、量あるいは時間、そういったものを工夫していただきたいということを書かせていただいています。また5ページでは、緊急事態宣言区域への往来自粛を促すため、鉄道事業者に対して、制限区域に繋がる路線について減便等を要請するというものを入れ込みさせていただきました。以上、本日決定いただいた方向性に基づいて、実施方針の修正をさせていただきたいと存じます。また、対処方針ですが、5ページをご覧くださいきたいと存じます。5ページの1番は、これまでモニタリング指標ということで、7つの指標が記載をされておりましたが、ただいま本部長からご承認をいただいた、ステージ判断のための指標に差し替えさせていただきました。また、それを引用します2ページの下から3つ目の表現でございますが、県は感染拡大に備え、早期探知のためのモニタリングを実施するとともに、別紙1、ステージ判断のための指標に基づき、感染状況のステージを総合的に判断し、各種の対策を機動的に講じるということで引用等を整理させていただきました。いずれも、先ほどの本部長決定に基づく実施方針、対処方針の整理でございますので、これ以上詳細な説明をいたしません、このような形でまとめさせていただいてよろしいでしょうか、本部長。

○（本部長（知事））

はい、了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。議事関係では以上でございます。ここまでの議事、あるいは決定した方向事項を踏まえまして、知事から、ゴールデンウィークに向けてメッセージをいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○（本部長（知事））

はい。それでは知事メッセージを発出いたします。本県に「まん延防止等重点措置」が適

用されてから5日が経過しました。外出自粛や営業時間の短縮など、県からの様々なお願いに、多くの県民・事業者の皆さんに協力いただいております。深く感謝申し上げます。

一方で、去る22日に、本県の新規感染者数が、ステージⅣの水準に迫る318人となるなど、感染急増の傾向が明らかになっています。緊急事態宣言が発出された東京都では、明日から、大規模な集客施設に対する休業要請など、厳しい措置が予定されており、その影響で、本県への人の流れが急増する恐れがあります。

人の移動が活発になるGW（ゴールデンウィーク）を控え、「まん延防止等重点措置」の取組をさらに強化して、感染拡大をなんとしても、食い止めなければなりません。

そこで、改めて県民や事業者の皆さんに次の事項を要請します。

これまで横浜市、川崎市、相模原市の3市としていた「まん延防止等重点措置」を行う区域（措置区域）に、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の6市を新たに加えます。これら措置区域内の飲食店等では、4月28日から5月11日までの間、20時までの時短営業に加え、酒類の提供を終日停止してください。また、カラオケ設備の提供を停止してください。

その他区域における飲食店等では、酒類の提供本数の制限や、時間制を設けるなど、店舗の実情に合った対応をお願いいたします。

劇場、映画館、デパートなどの大規模な集客施設では、飲食店同様の営業時間の短縮に加え、店舗やアトラクションごとの入場制限や施設周辺に混雑が起きないように、入場整理の徹底をお願いいたします。

引き続き、マスク飲食やアクリル板の設置など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。県は、個別の店舗を訪問し、マスク飲食の実践や、マスク飲食実施店認証制度の周知・啓発を図っていきます。

GW中は、在宅勤務を徹底するとともに、従業員に対して会食の自粛や不要不急の外出自粛などを働きかけてください。

県民の皆さんへ、いつもなら楽しいGWですが、生活に必要な場合を除いて、外出自粛を徹底してください。県では、県管理施設の休館や利用の制限等を行っていますが、地元市町村の意向を踏まえ、公園の駐車場の閉鎖を行うことや海岸の利用を自粛していただくことを検討いたします。

県境を越える移動は、通勤や通学など生活に必要な場合を除いて自粛してください。高齢者と接する機会が多いふるさとへの規制は、ご家族で慎重に検討してください。

感染防止対策取組書の掲示がない店は利用しないでください。特に、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは避けてください。

改めて、M・A・S・K、M（適切なマスク着用）・A（アルコール消毒）・S（アクリル板等で遮へい）・K（距離と換気）、このM・A・S・Kの基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、外食する際は、昼夜を問わず、マスク飲食を実践してください。

また、路上などでの飲食、いわゆる路上飲みや、家庭以外の方を含むホームパーティー等は控えてください。県は、関係機関と連携して、繁華街等の巡回を行います。

こうした厳しい要請を行うのも、GW中の人の移動や接触の機会を減らすことで感染拡大を防ぎ、ひいては皆さんのいのちを守るためです。一人ひとりの感染防止が、ご自身の、また、大切な家族や仲間のいのちを守る鍵となります。

新規感染者が増加している影響で、県内の病床も徐々にひっ迫し始めています。そこで、県は、医療機関に対して、患者を直ちに受け入れられる病床数を拡大するよう要請します。

また、医療機関に協力金を支給し、発熱診療等医療機関の開業日を増やすなど、GW期間中の医療提供体制をしっかりと確保してまいります。例年であれば、県や市町村をはじめ多

くの事業者が、県内外の皆さんを、温かくもてなし、楽しんでいただくところですが、コロナ禍において残念ながら、今年も神奈川を楽しむことはできません。

今年もゴールデンウィークは、我慢のウィークです。我慢のウィークです。

県外にお住いの皆さん、今は神奈川に遊びに来ないでください。

県外の方は、今は神奈川に遊びに来ないでください。

県民の皆さん、今は神奈川の外に遊びに行かないでください。

県民の方は神奈川から遊びに出ないでください。そして、ご家族とともに静かなGWを過ごしてください。

県民総ぐるみで、この難局を乗り切るよう、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。私からは以上です。

○ (副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございます。本部長からゴールデンウィーク前にメッセージをいただきました。その他何か、特にこの際ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○ (阿南医療危機対策統括官)

はい、医療危機対策統括官の阿南でございます。私もこの医療危機対策統括官ということで神奈川県に対応を考えているという立場でございますが、やはり一医療者として、関西の今の状況というのが、非常に懸念しております。懸念というのは、人命に関わる状況が関西で起きている、重症者が溢れかえっていて病床に収容しきれない、このような状況を物理的に距離があって離れているというだけで、我々見ているだけで果たしていいのかということ是非常に心苦しいぐらいに思っております。これはDMA T等で様々な対応をしてきたあるいはダイヤモンドプリンセス号ということでも他県にいろいろお世話になった、こういったことで我々何かできることがないのだろうか、こういうことを考えるわけでありまして。昨日、ちょうど神奈川モデル認定医療機関会議が開催されまして、この神奈川のコロナ患者さんを受け入れていただく病院の院長先生方、皆さんお集まりいただいて様々なディスカッションをさせていただきました。その中で、少しもう仮の条件、もう本当に仮の仮ということを前置きした上で、少し問いかけをさせていただきました。この関西の問題に関して、我々神奈川県でできることがないだろうか、具体的な前提イメージということで、例えば、神奈川県において、来週の前半期に限って5人程度の患者さんを関西から受け入れる、重症の患者さんを受入れる、そのようなことができないだろうか。そうすることで、関西で起きている状況もしかすると焼け石に水かもしれませんが、それでも何名かの方の命が救われるのであれば、我々できることがないだろうか、このような投げかけをさせていただきました。その会議の中では、反対意見というのは一切ございませんでした。人道的側面から協力できるものは協力したい。このようなありがたいお言葉をいただいたわけでありまして。もちろん、これから先、神奈川県が患者さんが増えるということで先ほどのフェーズ上げということもしましたので、ここに関しましては先ほどのシミュレーションをベースにして、数が増えてくる、ピークが来る、これは5月の後半ぐらいというふうに我々読んでいますので、先ほどお話したように来週の前半でもし重症患者さんを入れたと、こちらの方に迎えられたということになると、ICUの患者さんの特性として3週間、4週間という治療期間になるかもしれませんが、それだとしても5月の県内の患者さんが増えてきたときに、ぎりぎり間に合うところになるのではないかと。こういった見通しを踏まえて、昨日の会議の中では、受け入れることは否定しない、やれることはやるべきではないか、このような意見に集約されました。これを踏まえましてこの場でお諮りしたい。本部長にぜひお願いしたいということは、これはもう前提として、関西の方からの依頼があつての話です。押し売りするつもりはござ

いません。もし先方の要望があるということを前提とした上で、さらに搬送スキームその他いろいろ問題があります。そこら辺のところクリアできたということが前提で、神奈川県で重症患者さんを受入れる、こういったことに関して、いかがということをお諮りしたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○（本部長（知事））

これは確認ですけれども、今現在、まだ具体の依頼はないわけですね。

○（阿南医療危機対策統括官）

ございません。

○（本部長（知事））

搬送というのはどういう感じで考えていますか。

○（阿南医療危機対策統括官）

これは、現地にいる我々のDMATの仲間、その他と状況話す中で、雑談レベルでということでご理解ください。もしやるとするならば、これはもともと大規模地震で想定されている広域医療搬送計画がございます。これに準ずる形での広域医療搬送のスキームを使うであろう。やはりこれに関して医療者が一緒に動くということが必要ですので、この搬送全体のスキーム、あるいは帯同するという点に関しては、DMATの活用ということを中心とした上で、大規模災害の医療搬送スキーム、これを使うということで、これを前提にした話であります。

○（本部長（知事））

はい、わかりました。これ非常に大事なことだというふうに思います。考えてみれば、ダイヤモンド・プリンセス号の時には、逆に我々が受け入れをお願いしたわけでありまして、関西地区の病院にはたくさん受け入れていただいたということもありますし、今、我々も決して楽観視できる状態ではありませんけれども、しっかりとこの医療提供体制を作ってきたという中で、まだ今のところは少しだけですが、余裕があるという中で、そこまで関西が困りであるならば、これはしっかりとお受けして、できる限りのことはして差し上げたいと。困った時はもう、お互い様でありますから、広域的にやっぱりこういった問題に向き合っていくために、神奈川でできることがあるならば、しっかりとやっていきたいというふうに思います。ありがとうございました。ぜひ実現しましょう。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは本日の本部会議これで終了させていただきます。ありがとうございました。